(五)　資格付与事業又は事務を行う者（法人）
・名称　一般社団法人建設コンサルタンツ協会
・代表者の氏名　村田　和夫
・住所　東京都千代田区三番町1番地
資格付与事業又は事務を行う事務所
・名称　一般社団法人建設コンサルタンツ協会（ＲＣＣＭ資格制度事務局）
・所在地　東京都千代田区三番町1番地
三十七(一)　登録年月日　平成三十年二月二十七日
登録番号　品確技資第二百四十八号
(二)　資格の名称　1級土木技術者（地盤・基礎）コースＢ
(三)　資格が対象とする区分
・施設分野　地質・土質
・業務　調査
(四)　資格付与事業又は事務を行う者　管理技術者又は主任技術者
・知識・技術を求める者
(五)　資格付与事業又は事務を行う者（法人）
・名称　公益社団法人土木学会
・代表者の氏名　大石　久和
・住所　東京都新宿区四谷一丁目無番地
(六)　資格付与事業又は事務を行う事務所
・名称　土木学会技術推進機構
・所在地　東京都新宿区四谷一丁目無番地
三十八(一)　登録年月日　平成三十年二月二十七日
登録番号　品確技資第二百四十九号
(二)　資格の名称　地盤品質判定士
(三)　資格が対象とする区分
(四)　・施設分野　宅地防災
・業務　計画・調査・設計
・知識・技術を求める者　管理技術者・照査技術者
(五)　資格付与事業又は事務を行う者（法人）
・名称　地盤品質判定士協議会
・代表者の氏名　村上　章
・住所　東京都文京区千石４ノ３８ノ２　（公社）地盤工学会ＪＧＳ会館内

○国土交通省告示第二百六十四号

独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）第十三条第二項及び第三項（同令附則第十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十六年国土交通省告示第七百七十二号（独立行政法人都市再生機構法施行令の規定に基づき、独立行政法人都市再生機構法の規定による支払金の支払期間、据置期間及び利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十年二月二十七日　　国土交通大臣　石井　啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
独立行政法人都市再生機構法（以下「法」という。）第二十二条第四項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（以下「大都市地域住宅等供給促進法」という。）第百一条の十五第一項及び被災市街地復興特別措置法第二十二条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）及び法附則第二十二条第二項の規定による支払金の支払期間、据置期間及び利率（以下「支払金の支払期間等」という。）は、次の表のとおりとする。	独立行政法人都市再生機構法（以下「法」という。）第二十二条第四項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（以下「大都市地域住宅等供給促進法」という。）第百一条の十五第一項及び被災市街地復興特別措置法第二十二条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）及び法附則第二十二条第二項の規定による支払金の支払期間、据置期間及び利率（以下「支払金の支払期間等」という。）は、次の表のとおりとする。

(六)　資格付与事業又は事務を行う事務所
・名称　地盤品質判定士協議会事務局
・所在地　東京都文京区千石４ノ３８ノ２　（公社）地盤工学会ＪＧＳ会館内
三十九(一)　登録年月日　平成三十年二月二十七日
登録番号　品確技資第二百五十号
(二)　資格の名称　1級ビオトープ施工管理士
(三)　資格が対象とする区分
(四)　・施設分野　建設環境
・業務　調査
・知識・技術を求める者　管理技術者
(五)　資格付与事業又は事務を行う者（法人）
・名称　公益財団法人日本生態系協会
・代表者の氏名　池谷　奉文
・住所　東京都豊島区西池袋２ノ３０ノ２０音羽ビル
資格付与事業又は事務を行う事務所
・名称　公益財団法人日本生態系協会
・所在地　東京都豊島区西池袋２ノ３０ノ２０音羽ビル
四十(一)　登録年月日　平成三十年二月二十七日
登録番号　品確技資第二百五十一号
(二)　資格の名称　1級ビオトープ計画管理士
(三)　資格が対象とする区分
(四)　・施設分野　建設環境
・業務　調査
・知識・技術を求める者　管理技術者
(五)　資格付与事業又は事務を行う者（法人）
・名称　公益財団法人日本生態系協会
・代表者の氏名　池谷　奉文
・住所　東京都豊島区西池袋２ノ３０ノ２０音羽ビル
資格付与事業又は事務を行う事務所
・名称　公益財団法人日本生態系協会
・所在地　東京都豊島区西池袋２ノ３０ノ２０音羽ビル